

資料8「その他」(2)(3)(4)(5)に係る関連データ

1. 中間検査制度について (建築基準法第7条の3・第7条の4)

(1) 中間検査の対象 (特定工程)

- ① 3階建て以上の共同住宅の2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事※
- ② 特定行政庁が建築の動向又は工事に関する状況等を勘案して指定する工程

＜特定行政庁が指定する特定工程の例＞

※：平成19年改正法施行により追加

特定行政庁名	対象建築物	特定工程
横浜市	① 2階以下かつ500㎡以下の木造建築物 ② 1階かつ200㎡以下の木造以外の建築物 ③ 3階以上又は500㎡を超える木造建築物 ④ 2階以上又は200㎡以上の木造以外の建築物	① 土台、柱、梁及び筋かいを金物等で接合する工事 ② 基礎の配筋工事 ③ 基礎の配筋工事並びに土台、柱、梁及び筋かいを金物等で接合する工事 ④ 鉄骨造：基礎の配筋工事並びに柱、斜材及び梁を溶接又はボルト等により接合する工事
大阪府	① 50㎡を超える住宅 ② 住宅以外の建築物で300㎡を超えるもの又は3階以上のもの 等	・ 1号～3号建築物：基礎の配筋工事 ・ 木造：屋根の小屋組工事 ・ 鉄骨造：2階の床版の取付け工事 等
福岡県	① 木造住宅	① 屋根の小屋組工事、構造耐力上主要な軸組及び耐力壁工事

(2) 手続き

- ・ 建築主は、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内に建築主事又は指定確認検査機関による検査を申請しなければならない。
- ・ 建築主事又は指定確認検査機関は、申請を受理した日から4日以内に工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかを検査しなければならない。
- ・ 検査の結果、建築基準関係規定に適合しているものは、中間検査合格証が交付される。

2. 完了検査制度について

(建築基準法第7条・第7条の2)

- ・ 建築主は、工事を完了した日から4日以内に建築主事又は指定確認検査機関による検査を申請しなければならない。
- ・ 建築主事又は指定確認検査機関は、申請を受理した日から7日以内に工事に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかを検査しなければならない。
- ・ 検査の結果、建築基準関係規定に適合しているものは、検査済証が交付される。

3. 工事監理制度について

(建築基準法第5条の4、建築士法第2条・第18条・第20条)

- ・ 建築士による設計が義務付けられている建築物は、建築主が、建築士である工事監理※をする者を定めなければならない。

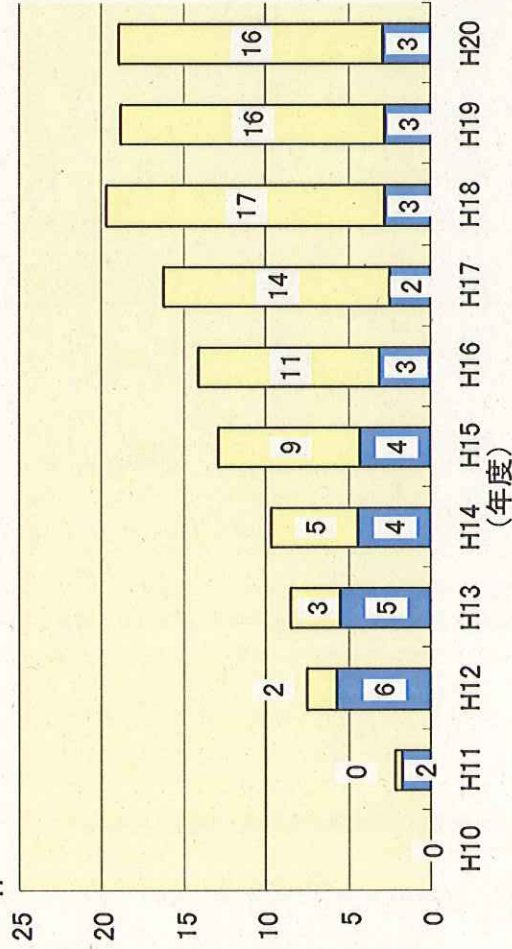
※工事監理：その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認すること。

- ・ 建築士は、工事監理を行う場合、工事が設計図書どおりに実施されないときは、直ちに工事施工者に対して指摘等を行い、当該工事施工者が従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならない。
- ・ 建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに建築主に報告しなければならない。

○中間検査の件数

年間 約18万9千件 (行政約16%、民間約84%)

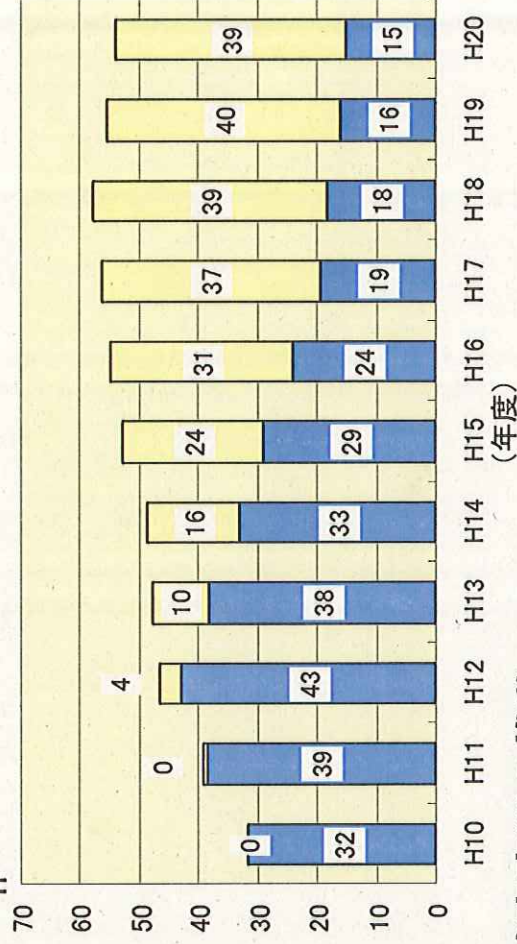
■ 特定行政庁 □ 指定確認検査機関



○完了検査の件数

年間 約54万件 (行政約28%、民間約72%)

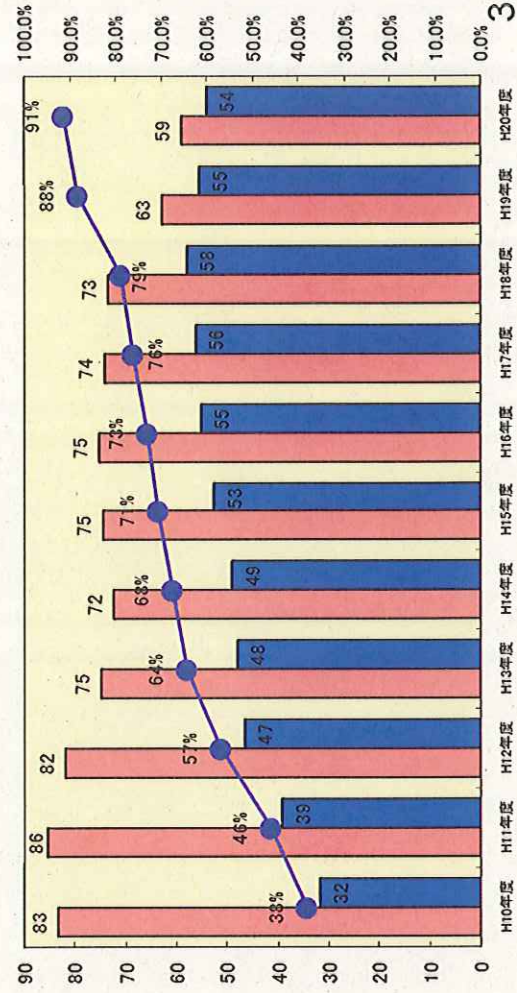
■ 特定行政庁 □ 指定確認検査機関



○検査率※の推移

※：当該年度の検査済証交付件数を当該年度の確認件数で除した割合

■ 検査済証交付件数 ● 検査率



○建築基準法では、既存不適格建築物※の増改築等を行う際に、原則として、既存部分の現行基準への適合を求めている。平成17年の改正建築基準法等により、以下の増改築等については既存部分への適用緩和措置を受けることができる。（建築基準法第3条、第86条の7）

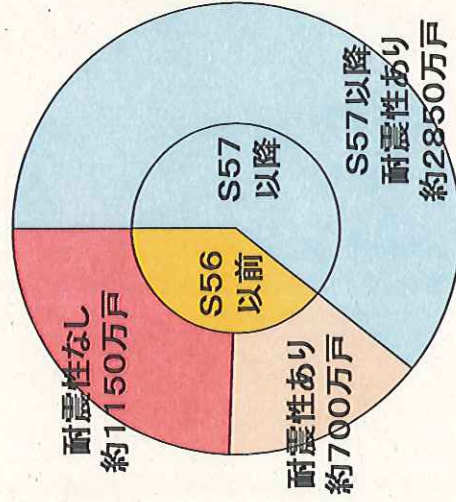
※新築時は適法であるが、その後、規制強化によって現行基準に適合しなくなった建築物

	増築		改築		大規模な修繕・模様替
	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し増築する場合	一体的に増築する場合	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し改築する場合	一体的に改築する場合	
構造規定	既存部分の1/2以下の増築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要。)	既存部分の1/2以下の増築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要。)	既存部分の1/2以下の改築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要。)	既存部分の1/2以下の改築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要。)	全て (危険性が増大しないもの)
防火・避難規定	50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)	50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)	50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)	50㎡以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)	全て(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)
衛生規定	(増築に係る居室が現行基準に適合すればよい。)	(増築に係る居室が現行基準に適合すればよい。)	(改築に係る居室が現行基準に適合すればよい。)	(改築に係る居室が現行基準に適合すればよい。)	(大規模な修繕・模様替に係る居室が現行基準に適合すればよい。)
用途規制	既存部分の1/5以下の増築 (用途変更を伴わないこと)	既存部分の1/5以下の増築 (用途変更を伴わないこと)	全て (用途変更を伴わないこと)	全て (用途変更を伴わないこと)	全て (用途変更を伴わないこと)
容積規制	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の増築	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の増築	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の改築	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の改築	全て

(参考) 米国ロサンゼルス市では、増改築等部分の建築コストが、既存部分の再建築コストの50%未満の場合には、既存部分は現行基準への適合を求められない。一方、50%以上の場合には、既存部分を含めて現行基準への適合を求められる。

住宅の耐震化の進捗状況

平成15年



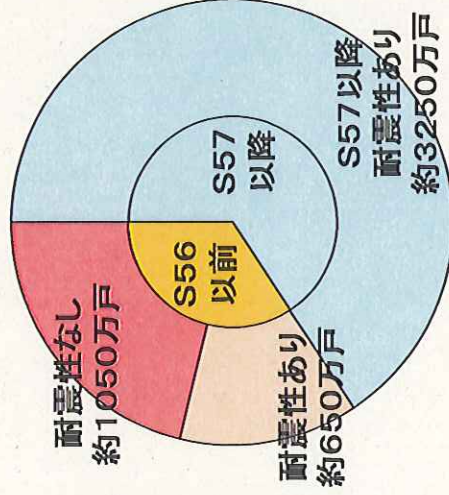
総戸数 約4700万戸
耐震性あり 約3550万戸
耐震性なし 約1150万戸

※平成15年の推計値

耐震化率 約75%

平成15年 → 平成20年
建替 約90万戸
改修 約30万戸

平成20年

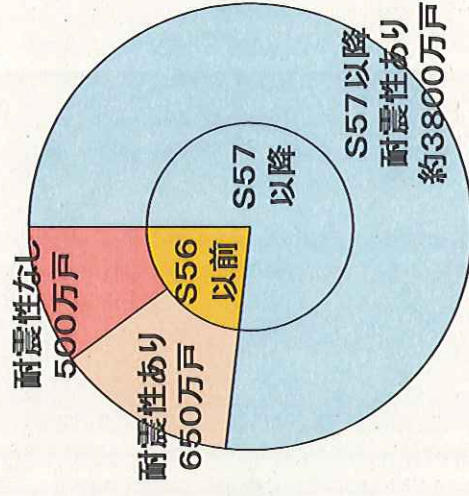


総戸数 約4950万戸
耐震性あり 約3900万戸
耐震性なし 約1050万戸

※平成20年の推計値

耐震化率 約79%

平成27年 (目標)



総戸数 約4950万戸
耐震性あり 約4450万戸
耐震性なし 約500万戸

※平成27年の推計値

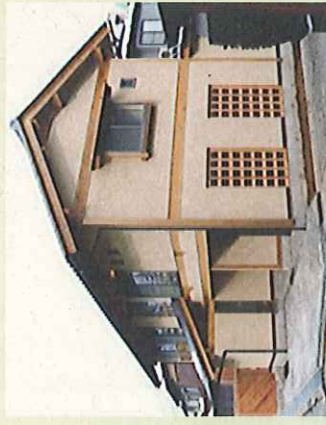
目標: 耐震化率 9割

* 平成27年の戸数は平成17年に設定したもの

* 平成21年12月30日に閣議決定された新成長戦略では、住宅の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を設定。

構法のイメージ

在来工法



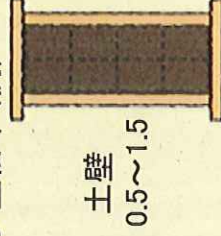
伝統的構法

現行

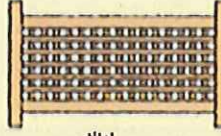
壁量計算 (仕様規定)

- ・構造計算不要
- ・建築確認のみ

○ 壁倍率(例)



土壁
0.5~1.5



面格子壁
0.6~1.0

限界耐力計算

限界耐力計算は、地震動により建築物に生じる変形と、そのような変形が生じた際に、建築物に作用する地震力を、仕様を前提とせず、より詳細に検証する汎用性の高い計算方法

- ・建築確認
+ 構造計算適合性判定
が必要

耐力壁が十分ある
もの等

※真壁造、土壁造も
一部対象

その他

※石場建て等

伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験検討委員会

目的

伝統構法あるいは伝統的構法（以後、伝統構法）の木造建築物の設計法を確立するために、「伝統的構法の設計法作成及び性能検証実験」検討委員会が平成20年度に設けられ、伝統構法の設計法についての検討と実大振動台実験とともに、伝統構法に関する調査、伝統構法に用いられる材料に関する実験等の検討がなされてきたところ。

平成22年度からは、これまでの調査、実験などの検討結果を踏まえ、石場建て構法を含む伝統構法木造建築物の設計法について検討を行い、実務者が実践的に使える設計法の作成を目指す（平成22年度補助事業実施予定額：約3億4千万円）。

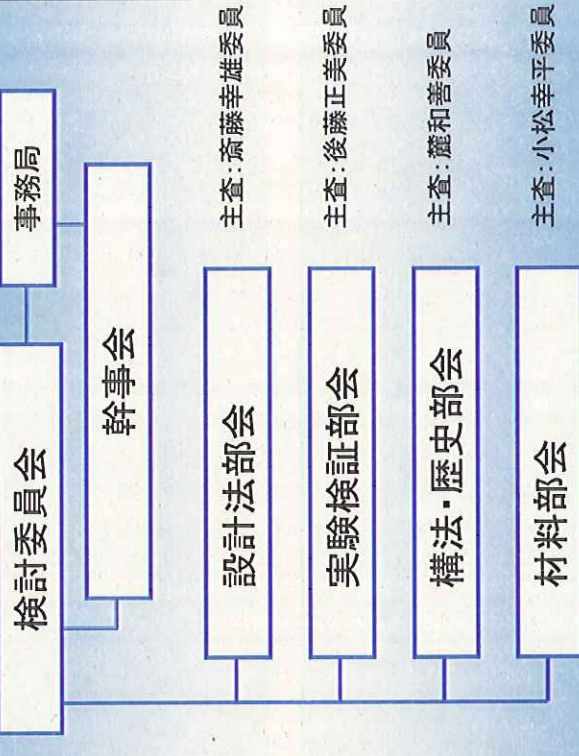
委員構成

委員長：鈴木 祥之（立命館大学 立命館グローバル・イノベーション研究機構教授）
委員：鈴木 幸雄（広島国際大学工学部建築学科教授）
小松 幸平（京都大学生存圏研究所教授）
後藤 正美（金沢工業大学環境・建築学部建築系建築学科教授）
麓 和善（名古屋工業大学大学院工学研究科教授）
石山 祐二（北海道大学名誉教授）
北村 春幸（東京理科大学理工学部建築学科教授）
稲山 正弘（東京大学大学院農学生命科学研究科准教授）
大橋 好光（東京都市大学工学部建築学科教授）
腰原 幹雄（東京大学生産技術研究所准教授）
河合 直人（独）建築研究所構造研究グループ上席研究員）
中島 正愛（独）防災科学技術研究所・兵庫耐震工学研究センター長）
岡田 恒（財）日本住宅・木材技術センター理事）
近藤 一雄（社）日本建築構造技術者協会 関西支部長）
尾薗 春雄（社）全国木材組合連合会 副会長）
西村 慶徳（社）全国中小建築工事業団体連合会 技術専門委員）
徳本 茂（全国建設労働組合総連合 住宅対策部長）
佐久間順三（埼玉県建築士会）
西澤 政男（NPO法人日本伝統建築技術保存会会長）
行政：国土交通省 住宅局 住宅生産課、建築指導課、木造住宅振興室
国土技術政策総合研究所・評価システム研究室
林野庁 林政部木材産業課

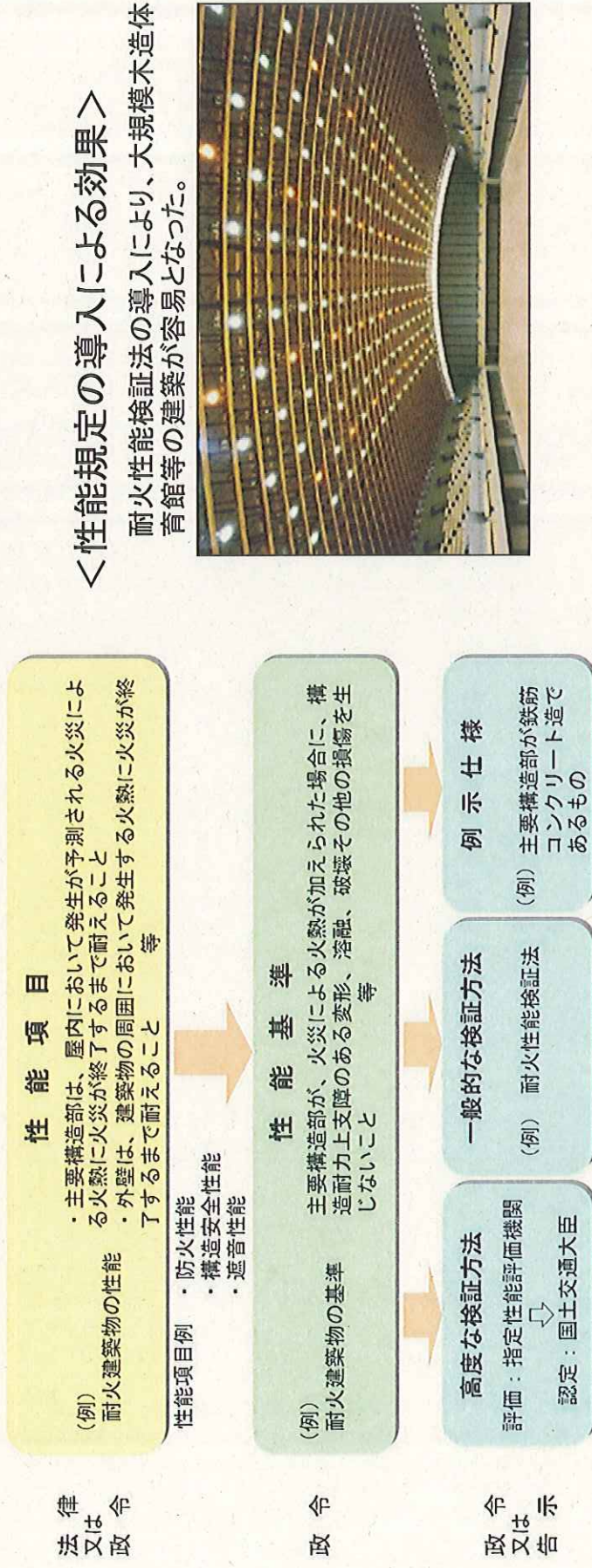
事務局（補助事業実施主体）

NPO法人 緑の列島ネットワーク

検討体制



1. 建築基準の性能規定化（平成12年6月の改正建築基準法施行により導入）



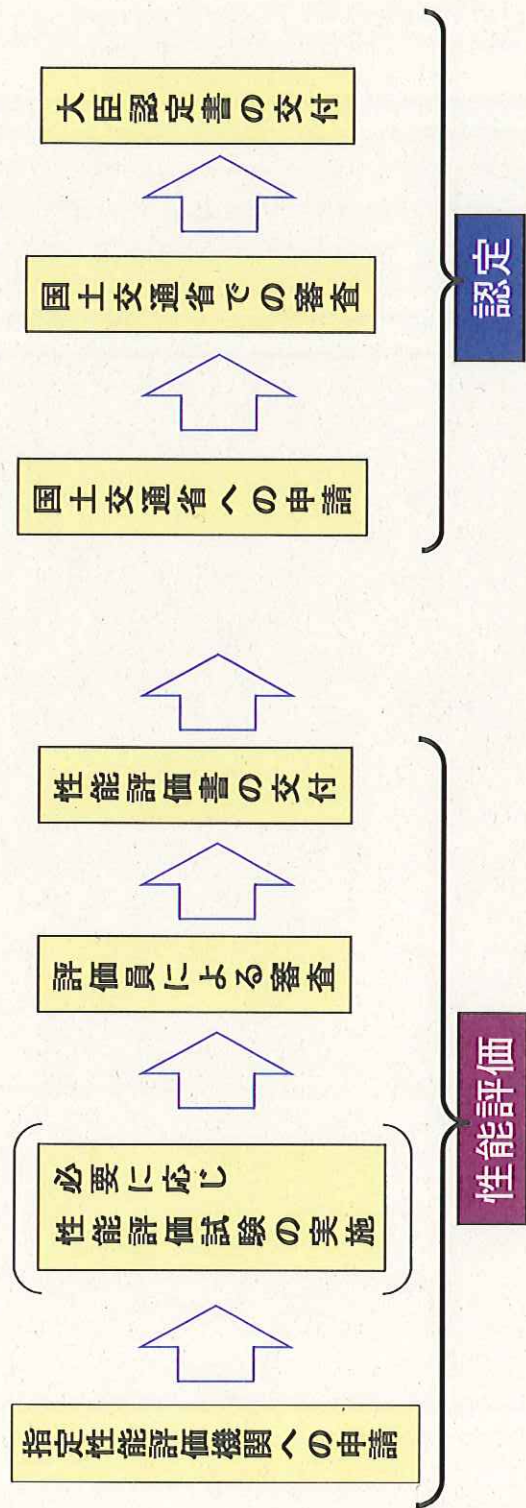
2. 構造方法等の認定について

構造方法等の認定（大臣認定）とは、特殊な建築材料や構造方法等について、その性能が建築基準法に適合していることを国土交通大臣が認定する制度であり、①②のプロセスを経て実施される。
（建築基準法第68条の26）

①性能評価：国土交通大臣が指定する性能評価機関において構造方法等の性能を確かめるための技術評価を行う。

②認定：国土交通省において性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行う。

3. 大臣認定の流れ



4. 平成21年度大臣認定実績

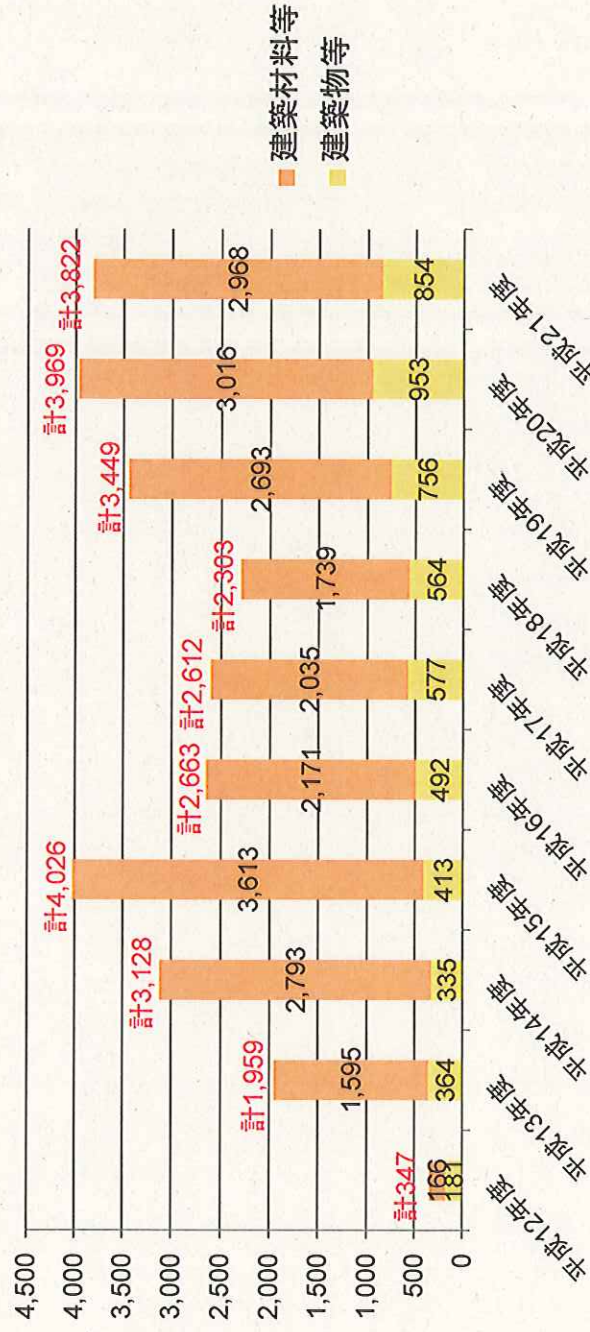
○建築物等（平成21年度実績：882件（うち、変更285件））

- ・超高層建築物の構造計算
- ・耐火性能検証法
- ・避難安全検証法

○建築材料等（平成21年度実績：2,940件）

- ・防火関連：防耐火構造、防火材料、防火設備
- ・構造関連：指定建築材料、壁倍率、鋼材の接合・継手又は仕口の構造
- ・一般構造関連：ホルムアルデヒド発散建築材料、遮音構造
- ・設備関連：エレベーター、区画貫通、浄化槽

5. 大臣認定件数の推移



6. 『建築確認手続き等の運用改善（平成22年6月1日施行）』による大臣認定変更手続きの迅速化

※「建築確認手続き等の運用改善の方針」（平成22年1月22日記者発表）（抄）

超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図ります。（施行後）現在の審査期間を半減

7. その他

平成19年度に発覚した耐火偽装問題を踏まえて、平成20年から耐火構造等に係る大臣認定についてサンプル調査を実施している。